

り、毎年一、〇〇〇名前後が最重症患者として新たに認定されている。また、毎年一、〇〇〇名以上が死亡していると言われている。数多くのじん肺裁判の結果、企業責任は明確になつておらず、本年六月には、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、防衛施設庁長官とトンネル根絶訴訟原告、弁護団の間で、粉じん測定を本年度中に義務付ける省令を制定するなど、じん肺政策の抜本的転換を図ることを主な内容とする合意書が調印された。ILO(国際労働機関)・WHO(世界保健機関)は、二〇一五年には世界中からじん肺を根絶すべきである、そのため各國政府はじん肺根絶計画を策定すべきであると提唱している。日本も、我が国最大の職業病であるじん肺を遅くとも二〇一五年までには根絶するための抜本的な制度改革に取り組むべきことが強く求められている。また、アスベストは、じん肺の原因物質であるとともに、強い発がん性を有していることが明白になつていて、安全衛生法施行令が改正され、二〇〇六年九月から石綿及び石綿をその重量の〇・一%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されることになつたが、まだ多くの例外が残つており、今後アスベスツを使用した建物の解体等によってアスベスト粉じんによる大量の被害発生も危惧される。二〇〇六年三月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されたが、救済の対象となる指定疾病を中皮腫と肺がんに限定するとともに、救済給付金も労災法や公健法に比して低額に抑えるなど、極めて不十分な内容となつていて、また、リストを使用した建物の解体等によってアスベストを多く出した職場では、じん肺のほかにも振動病が多発しており、その根絶と被害救済も課題となつていており。厚生労働省は、振動障害の医学的検査、労災認定基準に関して一九七七年に発出した通達を改定しようとしているが、その内容は医学界等の合

意もなしまま、振動障害に苦しむ患者を切り捨てるものと言わざるを得ない。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、アスベスト被害の発生、拡大を防止するため、アスベスト使用建物の解体、修理、廃棄物処理を始め、その実態を調査した上、アスベス

ト粉じん暴露防止の徹底を図るよう関係各省庁に改善を指導すること。

二、石綿救済法を改正し、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚を指定疾患に加えることと、同法施行前の死亡者遺族の救済を法施行後三年までとしないなど、遺族の救済について改善すること、給付金額を労災補償と同等にすることなど、石綿被害者の救済範囲、救済内容を充実すること。

第四七七号 平成十九年十月二十二日受理
アスベスト被害の根絶に関する請願
　請願者 愛知県東海市加木屋町仲新田三七
　紹介議員 井上 哲士君
　ノ五 山口輝美 外八百六十四名

この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四七八号 平成十九年十月二十二日受理
アスベスト被害の根絶に関する請願
　請願者 長崎県西彼杵郡長与町高田郷二、
　二二〇ノ三 中嶋理奈 外八百六
　十四名

紹介議員 市田 忠義君
　この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四七九号 平成十九年十月二十二日受理
アスベスト被害の根絶に関する請願
　請願者 札幌市白石区北郷一条二二ノ五ノ
　一一 遠藤拓夫 外八百六十四名
　紹介議員 紙 智子君
　この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四八〇号 平成十九年十月二十二日受理
アスペスト被害の根絶に関する請願
　請願者 東京都豊島区駒込三ノ三ノ九ノ三
　　一 杉田美津子 外八百六十四
紹介議員 小池 晃君
名

この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四八一号 平成十九年十月二十二日受理
アスペスト被害の根絶に関する請願
　請願者 札幌市中央区南二十六条西一二ノ一ノ四ノ一〇六 大江山澄子 外八百六十四名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四八二号 平成十九年十月二十二日受理
アスペスト被害の根絶に関する請願
　請願者 福岡県大牟田市小浜町八〇ノ一 木佐木俊二 外八百六十四名
紹介議員 仁比 聰平君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第四八三号 平成十九年十月二十二日受理
アスペスト被害の根絶に関する請願
　請願者 大阪府寝屋川市松屋町一二ノ二九 ノ七〇二 寺中信雄 外八百六十九
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第五二六号 平成十九年十月二十四日受理
アスペスト被害の根絶に関する請願
　請願者 石川県珠洲市野々江町ヒ部四一ノ一本谷忠男 外千四百九十九名
紹介議員 淵上 貞雄君
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

十一月五日本委員会に左の案件が付託された。
一、アスベスト被害の根絶に関する請願(第六〇五号)(第六五一号)

第六〇五号 平成十九年十月三十日受理
アスベスト被害の根絶に関する請願

請願者 長崎県松浦市福島町塩浜免六三六
東谷秀紀 外一千四百九十九名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第六五一号 平成十九年十月三十一日受理
アスベスト被害の根絶に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市連取町一五九ノ二
本郷浩 外一千四百九十九名

紹介議員 福島みづほ君

この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

十一月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、温泉法の一部を改正する法律案

温泉法の一部を改正する法律案

温泉法(昭和二十三年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 温泉の保護(第三条—第十四条)」を「第二章 温泉の保護等(第三条—第十四条)」に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第一条中「その」を「温泉の採取等に伴う災害の防止(第三章)」に、「第三章」を「第十四条」に、「第十四条」を「第十章」に、「第十章」に、「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第一項中「その」を「温泉の採取等に伴う災害の防止(第三章)」に、「第三章」を「第十四条」に、「第十四条」を「第十章」に、「第十章」に、「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改め、「図り」の下にもつて「を加え、「もつて」を削る。

「第二章 温泉の保護」を「第二章 温泉の保護等」に改める。

めることにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

第十四条の二第二項(第一号に係る部分に限る)並びに同条第三項において準用する第四条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

(温泉の採取の事業の廃止の届出等)

第十四条の八 第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認を受けた者は、当該許可又は確認に係る温泉の採取の事業を廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

前項の規定による届出があつたときは、第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認は、その効力を失う。

3 都道府県知事は、第十四条の二第一項の許可若しくは第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該許可若しくは確認に係る温泉の採取の事業を廃止したとき、又は第十四条の二第一項の許可を取り消したときは、当該廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該廃止又は取消しの日から二年間は、その者が温泉の採取を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講すべきことを命ずることができる。(許可の取消し等)

第十四条の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十四条の二第一項の許可に係る温泉の採取が同条第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第二項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十四条の二第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第三項において準用する第四条第三項、第十四条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を受けた者に対して、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。(緊急措置命令等)

第十四条の十 都道府県知事は、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該採取を行ふ者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講すべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずることができる。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日
二 附則第六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める

法第十一条第一項の許可を受けて温泉のゆう出路を掘削している者のこの法律の施行後に前条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含む。次項において「許可掘削者等」という。については、この法律による改正後の温泉法(以下「新法」という。)第七条の二(新法第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 許可掘削者等に対する新法第九条(新法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第九条第一項第一号中「第四条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「第四条第一項第一号又は第三号」とする。

第四条 この法律の施行前に旧法第三条第一項の許可に係る掘削若しくは旧法第十一条第一項の許可に係る掘削の工事を完了し、若しくは廃止した者又は旧法第三条第一項若しくは第十一条第一項の許可を取り消された者については、新法第八条第三項(新法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

第五条 この法律の施行の際現に温泉源からの温泉の採取を業として行つてゐる者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月間(当該期間内に新法第十四条の二第一項の許可の申請について不許可の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間)は、同項の規定にかかるわらず、引き続き当該温泉の採取を業として行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

第六条 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、施行日前においても、新法第十四条の五第一項及び第二項の規定の例により、都道府県知事の確認を受けることができる。この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の許可を受けて土地を掘削している者又は旧

日において同条第一項の規定により都道府県知事の確認を受けたもののみなす。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成十九年十一月二十日印刷

平成十九年十一月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A